

2023（令和5）年10月10日

ノーモア・ミナマタ第2次近畿国賠訴訟原告団・弁護団  
ノーモア・ミナマタ被害者・弁護団全国連絡会議

## 9.27 ノーモア・ミナマタ第2次近畿国賠訴訟判決に対する被告国、熊本県の チッソに追随する控訴に断固抗議し、水俣病被害者の早期救済に向けた協議の 開始を求める声明

被告国、熊本県は、去る9月27日に言い渡された原告128名全員を水俣病と認めた画期的なノーモア・ミナマタ第2次近畿国賠訴訟判決につき、先に控訴をした加害企業チッソに追随し、原告らはもちろん、早期救済を求める圧倒的な世論をも無視して、不当にも控訴の手続をとった。

この判決は、水俣病特措法の居住地域、生まれた年代での線引きや、申請締め切りが被害者を切り捨てる誤りであったことを示し、これまでの水俣病行政の根本的転換を求めたものであったことを考えると、被告国、熊本県のこの控訴は、過ちを改める意思も能力も失った加害企業チッソと同罪の共犯者の立場に陥ってしまったことを示すものである。

また、被害者たる原告らの訴えに直接耳を傾けることもなく控訴に及んだ内閣総理大臣、環境大臣の非人道性は、決して許されないものであり、私たちはこれに屈することなく、この間に示された国民の水俣病被害者の早期救済を求める大きな支援のもと、全ての水俣病被害者の救済に向けて闘い続ける決意である。

私たちは、この不当な被告国、熊本県の控訴につき、チッソの控訴と同様に、満身の怒りを込めて抗議するものである。

また、控訴は被告国、熊本県の水俣病問題の解決責任を免罪するものでは決してない。

私たちは、引き続き、全ての水俣病被害者の早期の救済解決のための協議に被告国、熊本県が速やかに応じるよう、改めて強く求めるものである。

以上